

# JIS

## 消費者用警告図記号

JIS S 0101 : 2000

(2006 確認)

平成 12 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の附属書(参考)の一部が商標登録されている可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような商標登録などの知的財産権にかかる確認について責任はもたない。

JIS S 0101には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) この規格で規定したもの以外の消費者用警告図記号の例

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 12. 2. 20

官 報 公 示：平成 12. 2. 21

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 消費生活部会（部会長 小見山 二郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室（番号100-8921  
東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 消費者用警告図記号

S 0101 : 2000

## Graphical warning symbols for consumers

**序文** この規格は、危険防止の目的で付けられる警告用図記号が、消費者に誤解なく理解される目的で制定された。

**1. 適用範囲** この規格は、日常生活で使用する消費者用製品(以下，“製品”という。)，その取扱説明書などに用いる図記号のうち，人体への危害及び財物への損害を未然に防止するため，禁止，注意，指示事項などを消費者へ視覚的に伝える警告図記号について規定する。

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS B 0139 複写機一図記号

JIS Z 0152 包装物品の取扱い注意マーク

**3. 定義** この規格に用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **消費者用警告図記号** (Graphical warning symbols for consumers) 消費者に注意，指示事項などの情報を与えることを意図した図記号であって、通常、専門家又は職業的訓練に頼らないで理解できるもの。
- b) **危険** (Danger) 消費者が製品の取扱いを誤った場合、死亡又は重傷を負うことがあり、かつその切迫の度合いが高い危害の程度。
- c) **警告** (Warning) 消費者が製品の取扱いを誤った場合、死亡又は重傷を負うことが想定される危害の程度。
- d) **注意** (Caution) 消費者が製品の取扱いを誤った場合、傷害を負うことが想定されるか又は物的損害の発生が想定される危害・損害の程度。

**4. 消費者用警告図記号の分類** 消費者用警告図記号の分類は、表1による。

表1 消費者用警告図記号の分類

分類	適用
禁止図記号	製品の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号。
注意図記号	製品の取扱いにおいて、発火、破裂、高温等に対する注意を喚起するための図記号。
指示図記号	製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号。